

第1回 広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会

日時：令和7年7月14日(月)

午後1時30分から

場所：富士山南東消防本部三島消防庁舎
3階消防センター

1 開 会

2 三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会 会長挨拶（三島市 鈴木昭彦 副市長）

3 委員紹介

資料1

4 委員長の選出

5 確認事項（事務局より）

（1）3市2町ごみ処理広域化 これまでの検討状況

資料2

（2）本委員会について

資料3

6 協議事項

（1）広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定基準(案)

資料4

（2）広域一般廃棄物処理施設建設候補地 公募要項(案)

資料5

（3）広域一般廃棄物処理施設建設候補地 評価項目及び評価基準(案)

資料6

7 その他

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置要綱

参考資料1

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会の会議の傍聴に関する要綱

参考資料2

選定基準における面積要件の設定根拠

参考資料3

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会 委員名簿

氏 名 (外部委員は五十音順)	所属・役職
中澤 博志	静岡理工科大学理工学部土木工学科教授
平井 一之	一般社団法人 静岡県環境資源協会会長
柳井 薫	一般社団法人廃棄物処理施設技術管理協会会長
臼井 貢	三島市環境市民部長
杉山 和哉	裾野市環境市民部長
三枝 壮一郎	熱海市市民生活部長
椎田 清隆	長泉町都市環境部長
加藤 裕一	函南町厚生部長

○ 3市2町担当課 出席者

	市町	所属	役 職	氏 名
1	三島市 (事務局)	廃棄物対策課	参事 (課長)	橋本 泰浩
2		廃棄物対策課 ごみ処理施設整備推進室	主幹 (室長)	新井 晋
3			主査	新井 宏幸
4	裾野市	生活環境課	課長	井上 英丈
5			係長	杉山 貴
6	熱海市	環境課	課長	高瀬 智幸
7		環境課 ごみ処理広域化推進室	室長	西村 厚紀
8		環境課 環境センター管理室	主幹	野口 真道
9	函南町	環境衛生課	課長	飯島 美貴
10			課長補佐	二藤 光
11			係長 (焼却場長)	梅原 彰祐
12	長泉町	くらし環境課	課長	杉山 光司
13			副主幹	露木 宏孝

3市2町ごみ処理広域化 これまでの検討状況

1 ごみ処理広域化の必要性

- 3市2町では、現行のごみ処理施設の老朽化が進み、基幹的設備改良工事等により延命化を図っているが、施設の更新が共通の課題となっている。

	三島市	裾野市	熱海市	長泉町	函南町
現行施設の延命化期間	R17 まで	R14 まで※	R17 まで	R12 まで※	R18 まで

※以後、費用面等を考慮した上で判断

- 人口減少やリサイクルの推進等により、将来的にごみの減量が進むと予想される中、各市町が個別にごみ処理施設を整備・運営するより、広域でごみ処理を行い、施設を集約することで、効率的で安定的な運用を図る必要がある。

2 検討の経緯

国 ダイオキシン対策や、持続可能なごみの適正処理を確保することを目的に、都道府県と管内市町村が連携することで、ごみ処理の広域化・ごみ処理施設の集約化を推進



県 令和4年3月、静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン策定
 ➤ 県東部3市2町（三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町）の枠組みが示され、経済面、環境面において現状より効果が高く、当面目指すものとして評価。



令和4～5年度 県主催「東部地域におけるごみ処理広域化・ごみ処理施設集約化に係る検討会」（全4回）（県、3市2町）



令和5年5月 「ごみ処理広域化等連絡会」設置
 ➤ 構成：3市2町の担当課職員（オブザーバー：県担当課職員）
 ➤ 令和7年3月までに12回の会議を開催



令和6年10月 「一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査」を取りまとめ
 ➤ 広域化・集約化により得られる効果及び課題の調査・検討

3 広域化による効果

広域化実現可能性調査及び国の通知等を踏まえ、3市2町によるごみ処理広域化により見込まれる主な効果は以下のとおりである。

（1）財政負担の軽減（別紙1）

- 広域化実現可能性調査において、類似規模施設の受注実績より試算し、3市2町による広域化の場合、建設工事費は約310億円、20年間の運営委託費は約136億円と想定。
- 建設工事費については、施設規模が大きいほど建設単価が安くなること、運営委託費については、複数市町で費用分担できることから、広域化により、各市町の費用負担の削減が見込まれる。

- (2) 持続可能な適正処理の確保
 - ・各市町の老朽化した現行施設の更新、将来のごみ減量を見据えたごみ処理及び施設運営の効率化、職員を含めた担い手不足への対応等。
- (3) 温室効果ガス排出量の削減
 - ・ごみ処理施設を集約し大規模化することにより、焼却等による発電効率や熱利用率の向上、施設の省エネ化など、温室効果ガス排出量の削減。

4 広域化に向けた課題

- (1) 広域一般廃棄物処理施設建設候補地の選定
 - ・地域住民の理解、防災、自然・生活環境、経済性等の観点から、広域一般廃棄物処理施設建設候補地の選定。
- (2) 収集運搬経費（別紙1）
 - ・広域化施設への距離が延伸する市町にとって、現状より収集運搬経費が増加すると見込まれる。（可能性調査では、現行施設への収集運搬経費に比べ、広域化施設への収集運搬経費は各市町で1.5倍から2.2倍に増加すると試算。）
 - ・広域化施設が遠方になる場合、市民の直接搬入の利便性等を考慮し、中継施設の検討も必要。
- (3) 処理対象物及びそれに応じて整備する施設の検討
 - ・広域で処理する一般廃棄物の種別（可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、し尿・浄化槽汚泥等）とその処理フロー、それに応じて整備する一般廃棄物処理施設の検討が必要。
- (4) 組織体制
 - ・地方自治法上の共同処理の手法等のうち、可能性調査では、①一部事務組合、②連携協約と事務委託の組合せ、の2つを検討に値すると整理。
- (5) その他
 - ・現在各市町で異なる、ごみの分別区分や有料化について整理が必要。

5 今後の進め方

- (1) 「ごみ処理広域化検討協議会」による協議
 - ・建設候補地の選定に向けた検討等、引き続き3市2町で連携してごみ処理広域化の検討を進めていくため、副市長・副町長を構成員とする「ごみ処理広域化検討協議会」にて協議を進める。
- (2) 建設候補地の検討（令和7年度～8年度）
 - ・3市2町の共同で、一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（委員：学識経験者、3市2町担当部長）を設置し、建設候補地の選定に係る評価・検討を行う。
 - ・選定委員会の支援等を行うため、「一般廃棄物処理施設建設候補地選定支援業務委託」を共同で実施する。
- (3) 広域化に参加する市町の枠組みの決定（令和8年度）
 - ・建設候補地の検討結果を踏まえ、各市町は、今後広域化に参加するか否かを判断する。

6 広域化スケジュール 別紙2

一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査による試算

※本試算は令和3～4年度に完成した類似規模施設の受注実績の平均により算出

【建設工事費及び運営委託費】

	建設工事費（焼却施設）※1				運営委託費（20 年間）※1		
	広域化の場合※2		単独整備の場合		広域化の場合※2		単独整備の場合
三島市	約 310 億円※3 300t/日 (1t 当たり 約 1.0 億円)	約 102～113 億円	約 99 t / 日	約 157 億円 (1t 当たり 1.6 億円)	約 136 億円	約 45～50 億円	約 128 億円
裾野市		約 50～56 億円	約 48t/日	・ 建設単価が広域化より高くなると推定。 ※4 ・ 人口 5 万人以上の要件を満たさないため交付金が使えない。		約 22～25 億円	・ 委託費を複数市町で費用分担できる広域化に比べ、割高になると推定。 ※4
熱海市		約 49～75 億円	約 66t/日			約 21～33 億円	
長泉町		約 33～49 億円	約 30t/日			約 15～22 億円	
函南町		約 43～49 億円	約 57t/日			約 19～22 億円	

※1：本調査では、スケールメリットが大きいとされる焼却施設の建設工事費と運営委託費を試算した。

※2：各市町の負担額は、負担割合に応じて変化する。本調査では、ごみ量割・人口割・均等割の比率によって、3 ケースを仮設定して試算。

※3：熱海市の下水道汚泥分を除くと約 301 億円。

※4：近年の類似規模施設の受注実績が少ないため試算できず。参考として、南伊豆地域清掃施設組合広域ごみ処理施設整備基本計画（R5.3 月）では、建設工事費を 54t/日で 92 億円（1t 当たり 1.7 億円）と算定。

【収集運搬経費】

（20 年間、単位：百万円）

出発地	到着地	収集運搬経費	到着地	収集運搬経費	到着地	収集運搬経費	到着地	収集運搬経費	到着地	収集運搬経費	最小と最大の差	
三島市	三島市	49.1億円	裾野市	84.0億円	熱海市	94.5億円	長泉町	73.6億円	函南町	77.1億円	1.9倍	45.4億円
裾野市	三島市	33.7億円	裾野市	24.3億円	熱海市	50.4億円	長泉町	29.9億円	函南町	46.7億円	2.1倍	26.1億円
熱海市	三島市	75.0億円	裾野市	75.0億円	熱海市	36.2億円	長泉町	75.0億円	函南町	58.4億円	2.1倍	38.8億円
長泉町	三島市	14.6億円	裾野市	15.9億円	熱海市	31.6億円	長泉町	14.6億円	函南町	24.4億円	2.2倍	17.0億円
函南町	三島市	14.3億円	裾野市	22.1億円	熱海市	16.9億円	長泉町	19.5億円	函南町	14.3億円	1.5倍	7.8億円

ごみ処理広域化に係るスケジュール（案） ※最短の場合を想定

No.	項 目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
1	一般廃棄物処理広域化実現可能性調査	●→												
2	施設建設地		●→											
3			●→											
4				●										
5			●→											
6	「一般廃棄物の広域処理に関する基本合意書」調印			●										
7	基本構想			●→										
8					●									
9	「循環型社会形成推進地域計画」作成			●→										
10	組織体制				●									●→
11				●→										
12	基本計画・基本設計				●→									
13	都市計画決定					●→								
14	環境影響評価（環境アセスメント）				●→									
15	PFI導入可能性調査・費用対効果分析						●→							
16	事業者選定							●→						
17	用地測量・地質調査				●→		●→							
18	用地買収				●→									
19	実施設計・建設工事									●→				
20	施設稼働													●→

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会について

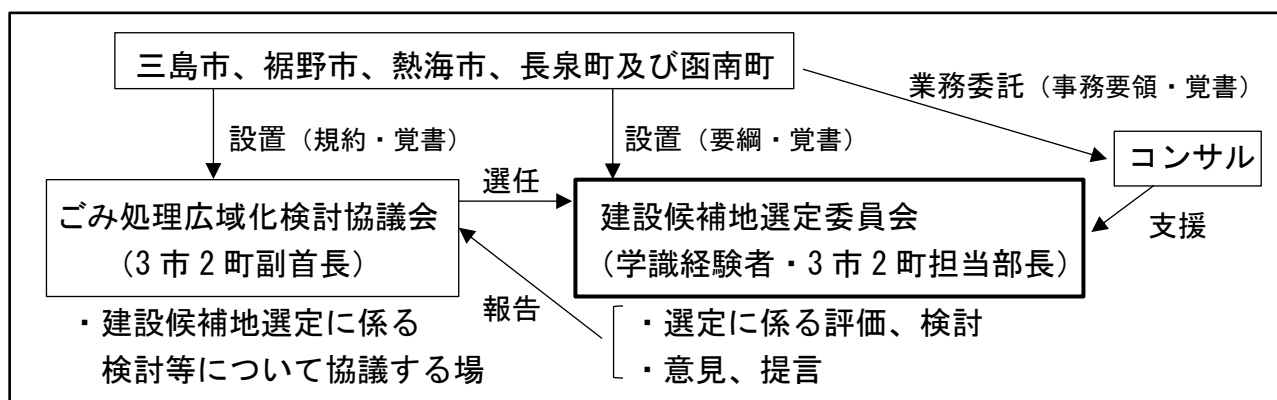
1 選定委員会設置の経緯

3市2町は、これまでのごみ処理広域化協議の中で、各市町が広域化に参加するかどうかの重要な判断要素の一つとして、広域化により市外・町外にごみを搬出することになった場合の収集運搬距離の増加を想定することが必要であり、そのために、3市2町の枠組みにおける広域一般廃棄物処理施設の建設候補地をあらかじめ選定した上で、広域化参加の判断を行うこととなった。

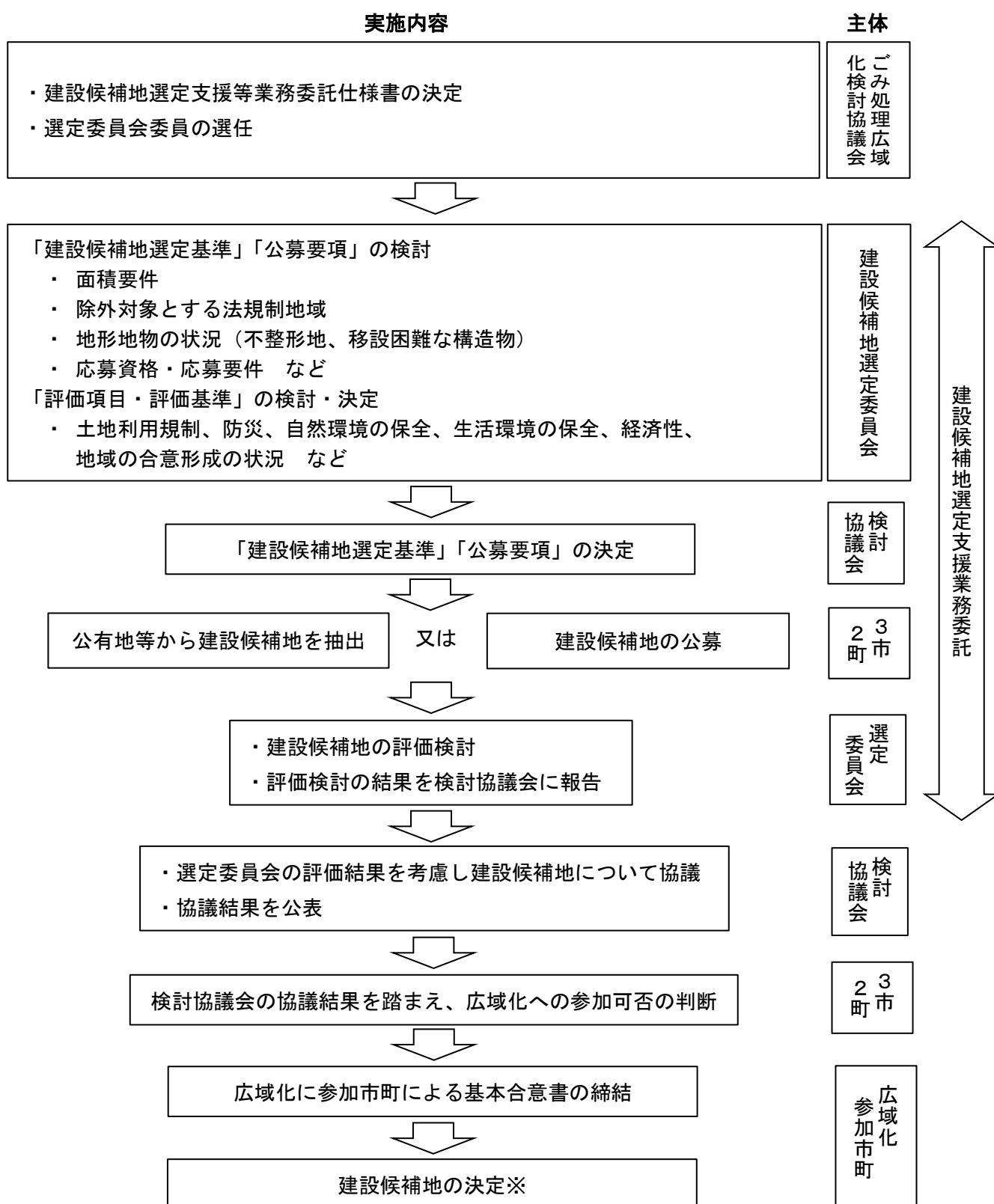
そこで令和7年度から、3市2町は、副首長によるごみ処理広域化検討協議会において建設候補地の検討を行うこととし、そのため、広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（本委員会）を共同で設置した。本委員会では、公募又は各市町公有地等からの抽出により選出した候補地について、学識経験者と各市町の担当部長が意見を取り交わし、評価検討を行う。

その結果は検討協議会に報告され、各市町は、本委員会による建設候補地の評価結果を考慮し、広域化への参加判断を行う流れとなる。

2 選定委員会の位置づけ

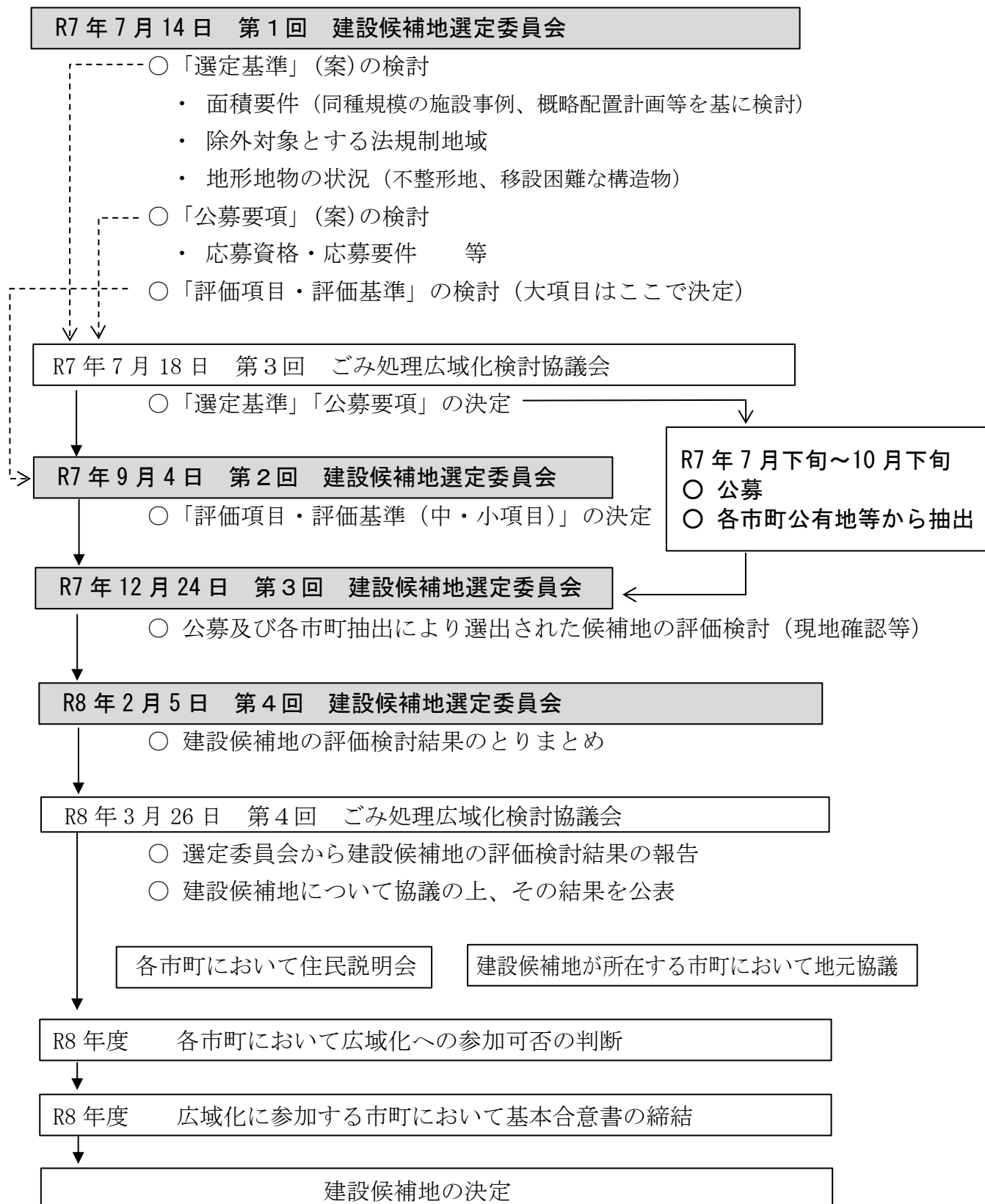


3 一般廃棄物処理施設建設候補地選定のフロー



※広域化参加市町において、3市2町の枠組みにおける建設候補地がそのままふさわしいかの再検証は必要

4 建設候補地選定 今後のスケジュール



5 選定委員会の会議の公開等について（参考資料1、参考資料2）

- ・ 会議は原則、公開とする。ただし、各市町の情報公開条例に規定する不開示情報（個人に関する情報等）を会議の内容に含むと認められる場合等は、その理由を示した上で、当該会議を公開しないことができる。
- ・ 会議を非公開とする時は、委員長はあらかじめ会議に諮り、これを決定する。
- ・ 3市2町は、会議の開催について、ホームページなどであらかじめ公表し、周知する。
- ・ 会議の傍聴人の定員は30人とする（先着順）。会議が非公開とされたときは、傍聴人には会場から退出していただく。
- ・ 会議録は、当該会議を非公開とした場合を除き、3市2町のホームページなどで公開する。出席者委員の氏名、発言内容も公開とする。

令和 7 年〇月〇日

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定基準(案)

三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町
ごみ処理広域化検討協議会

1 はじめに

三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）では、現行のごみ処理施設の老朽化という共通の課題を抱え、また、人口減少などによりごみの減量が進むと予想される中で、将来にわたってごみを安定的かつ効率的に処理するため、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（令和4年3月）を踏まえ、ごみ処理広域化の検討を進めている。

令和7年3月には、3市2町の副市長及び副町長を構成員とする「ごみ処理広域化検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置し、令和7年度から、広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に向けて、検討を行うこととなった。

3市2町では、建設候補地の選定に当たり、学識経験者や市町職員による「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を共同で設置し、公募や各市町の公有地等から抽出した各候補地の評価検討を行い、その評価結果を考慮して、各市町は令和8年度にごみ処理広域化に参加するか否かの判断を行うことを予定している。

本選定基準は、建設候補地公募要項の作成及び各市町による公有地等からの抽出に当たり、その基準を定めるものである。

2 選定基準の考え方

3市2町においては、建設候補地選定時点でごみ処理広域化に参加する市町が定まっていないことを踏まえ、次の考え方に基づいて定める。

○ 整備を想定する広域一般廃棄物処理施設及び規模

令和6年度に実施した「広域一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査」では、広域化によりスケールメリットが最も得られる施設の種別、及び3市2町が全て広域化に参加した場合の施設規模として、次の種別を選定し規模を設定した。

本選定基準においては、3市2町全てが広域化処理に参加できることとして同条件を想定する。

施設の種別	規模
ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	300 t/日程度

※施設の種別（バイオガス化、堆肥化を含む。）及び規模については、今後、広域化に参加する市町において、施設整備基本構想などにより、具体的な検討を行う。

※マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設、ストックヤード）も併設する可能性があるが、広域施設（40t/日程度を想定）となるか、建設地の市や町の単独施設となるか、広域化に参加する市町の既存施設状況を踏まえて検討する。

○ 新施設稼働目標時期

3 市 2 町の現行のごみ処理施設の老朽化が進み、施設の更新時期が近づいている状況を踏まえ、可能性調査において検討した整備スケジュールにより、新施設稼働開始の目標時期を令和 18 年度とする。

3 建設候補地の選定方法

建設候補地の選定手順は【別紙 1】に示すとおりとする。

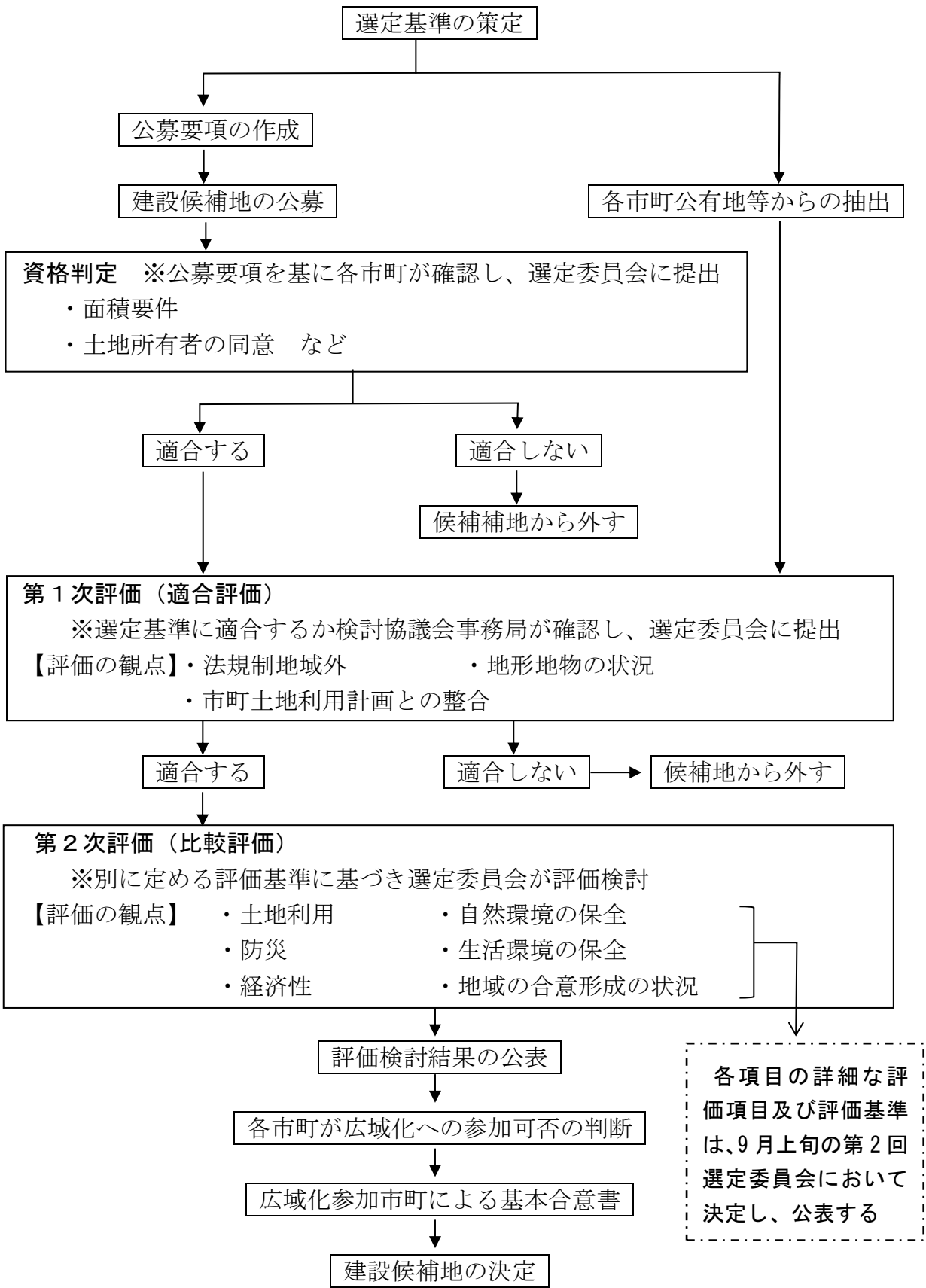
- (1) 建設候補地の選定に当たっては、土地所有者や地域の理解を得ながら円滑に事業を推進するため、各市町の自治会や町内会等に公募する方法、又は各市町がそれぞれの公有地等から抽出する方法により候補地を選出する。
- (2) 公募要項の作成及び公有地等からの抽出は、本選定基準に基づき行う。
- (3) 公募による候補地及び各市町がそれぞれ抽出した候補地は、選定委員会において、安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点から評価検討を行い、その結果を検討協議会に報告する。選定委員会による評価検討に当たっては、本選定基準に加え、選定委員会が別に定める評価基準に基づくものとする。
- (4) 検討協議会は、選定委員会から報告された建設候補地の評価結果を考慮し、協議した結果を速やかに公表する。
- (5) 3 市 2 町は、検討協議会の協議結果を踏まえ、広域化に参加するか否かの判断を行う。
- (6) 広域化に参加する市町において、ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結し、建設候補地を決定する。(令和 8 年度を予定)

4 建設候補地の選定基準

「2 選定基準の考え方」に基づき、次のとおり建設候補地の選定基準を設定する。

No.	項目	内容	備考
1	面積要件	概ね 2ha 以上の土地	・ 同種規模の処理施設事例、概略配置計画の検討などを基に設定
2	用地取得の確実性	公募：土地所有者の同意 市町抽出：公有地等から選定	・ 事業の円滑な推進のため、用地取得の確実性が高いこと
3	法規制地域外	広域一般廃棄物処理施設を整備することが困難な規制地域を含まないこと。	・ 規制の解除が困難な法規制地域【別紙 2】は除外する
4	地形地物の状況	移設が困難な構造物が存置する土地、不整形地の土地は除く	・ 「移設が困難な構造物」とは高圧鉄塔や鉄道など、「不整形地」とは面積要件を満たしていても施設配置や動線確保が困難な形状の土地
5	市町土地利用計画との整合	他の公共事業計画に該当する土地は除く	

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定手順



除外対象とする法規制地域

	法律名	除外条件
1	都市計画法	住居系地域及び商業系地域を含む場合
2	河川法	河川区域を含む場合
3	急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域を含む場合
4	砂防法	砂防指定地を含む場合
5	地すべり等防止法	地すべり防止区域を含む場合
6	土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を含む場合
7	海岸法	海岸保全区域を含む場合
8	港湾法	港湾区域内の指定地域、臨港地区を含む場合
9	自然公園法	国立公園の公園区域を含む場合
10	自然環境保全法	自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域を含む場合
11	鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区を含む場合
12	文化財保護法、静岡県文化財保護条例、3市2町の文化財保護条例	国、県及び各市町指定文化財を含む場合

※関係機関との協議により、法規制解除の見込みがある土地は除外対象としない。

令和 7 年〇月〇日

広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項（案）

三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町
ごみ処理広域化検討協議会

1 はじめに

三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町の 3 市 2 町では、現行のごみ処理施設の老朽化という共通の課題を抱え、また、人口減少などによりごみの減量が進むと予想される中で、将来にわたってごみを安定的かつ効率的に処理するため、「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」（令和 4 年 3 月）を踏まえ、ごみ処理広域化の検討を進めています。

令和 7 年 3 月には、各市町の副市長及び副町長を構成員とする「ごみ処理広域化検討協議会」（以下「検討協議会」という。）を設置し、令和 7 年度から、広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に向けて、検討を行うこととなりました。

建設候補地の選出に当たっては、土地所有者や地域の理解を得ながら円滑に事業を推進するため、各市町の自治会や町内会等に公募する方法や、各市町がそれぞれの公有地等から抽出する方法によることとしています。各候補地は、学識経験者などによる「広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において評価検討を行い、3 市 2 町は、その結果を考慮して、令和 8 年度に、ごみ処理広域化に参加するか否かの判断を行うこととしています。

本公募要項は、建設候補地の公募に関し、検討協議会において協議し、必要な事項を統一して定めたものです。

2 整備を想定する広域一般廃棄物処理施設及び規模

3 市 2 町が令和 6 年度に実施した「広域一般廃棄物処理施設広域化実現可能性調査」では、広域化によりスケールメリットが最も得られる施設として、次の施設を選定しています。

施設の種別	規模
ごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）	300 t/日程度

※施設の種別（バイオガス化、堆肥化を含む。）及び規模については、今後、広域化に参加する市町において、施設整備基本構想などにより、具体的な検討を行います。

※マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設、ストックヤード）も併設する可能性があります。広域施設（40t/日程度を想定）となるか、

建設地の市や町の単独施設となるか、広域化に参加する市町の既存施設の状況を踏まえて検討します。

3 応募の要領

(1) 応募資格

○土地が所在する地域内の自治組織^{注1}の代表者又は土地所有者

(応募地が複数の自治組織にまたがる場合や、土地の所有者が複数の場合には、連名で応募してください。)

※ 建設候補地の選定にあたっては、自治会・町内会をはじめ地元住民の方々のご理解とご協力が非常に重要であるため、地元自治会や住民の方々の意向確認を実施したかどうか、実施した場合はその方法について、【様式3】「自治組織の意向確認の実施状況調書」に記載してください。意向確認がなくても応募できますが、候補地選定段階において、応募地の市や町が自治組織との意見交換を行い、地元住民の合意形成の状況を評価します。

注1：自治組織とは、自治会や町内会、区など、一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成され、住民相互の連絡、集会施設の維持管理など地域的な共同活動を行っている団体とします。

(2) 応募要件

公募を実施する市町^{注2}の行政区域内の土地で、次のいずれの要件にも適合していることとします。

○概ね2ha以上の土地を確保できること。

○土地所有者全員の同意が得られていること。

○暴力団員・反社会的団体の関与がないこと。

※建設地については、事業主体となる行政が、原則、売買により取得するものとします。

注2：応募しようとする土地の市町が公募を実施するかどうかは、下記「7 公募に関する問合せ窓口」にお問い合わせください。

(3) 応募時の提出書類等

ア 必要書類

No.	書類名	備考
1	応募申請書	【様式1】
2	土地明細及び所有者の同意状況等一覧表	【様式2】
3	自治組織の意向確認の実施状況調書	【様式3】
4	誓約書	【様式4】
5	位置図（縮尺1:5,000程度で位置が確認できるもの）	任意

イ 提出部数

上記の書類No.1～4 の原本 1 部

※ 応募内容等を確認するため、必要に応じて、応募者へのヒアリングを実施いたします。

(4) 公募期間

令和 7 年 7 月 日～令和 7 年 10 月 日（3 か月間）

(5) 書類の提出先及び提出方法

応募地が所在する市町のごみ処理広域化担当課（下記「7 公募に関する問合せ窓口」）に、直接ご持参ください。

4 建設候補地の選定

- (1) 応募地については、別に定める選定基準に基づき適合性を確認した後、各市町の公有地等から抽出された土地とともに、選定委員会において、安全・安心、環境、立地条件など幅広い観点から評価検討を行い、その結果を検討協議会に報告します。
- (2) 検討協議会は、選定委員会から報告された建設候補地の評価結果を考慮し、協議した結果に応募者全員に書面により通知するとともに、速やかに公表します。
- (3) 3 市 2 町は、検討協議会の協議結果を踏まえ、広域化に参加するか否かの判断を行います。
- (4) 広域化に参加する市町において、ごみ処理広域化に関する基本合意書を締結し、建設候補地を決定します。（令和 8 年度を予定）

5 候補地選定後の提出書類

上記 4（4）により、応募地が建設候補地として決定した場合には、土地の応募者には次の書類をご提出いただきます。

(1) 提出書類

- ・ 土地所有権移転に関する同意書 【様式 6】
- ・ 土地所有権以外の権利消滅に関する同意書 【様式 7】
- ・ その他、広域化参加市町が必要と認めた書類

(2) 提出部数

上記の書類の原本 1 部

6 施設建設地域への地域支援策

地域の環境整備や活性化事業などの支援策については、建設候補地決定後に、周辺住民の皆様と協議してまいります。

7 公募に関する問合せ窓口

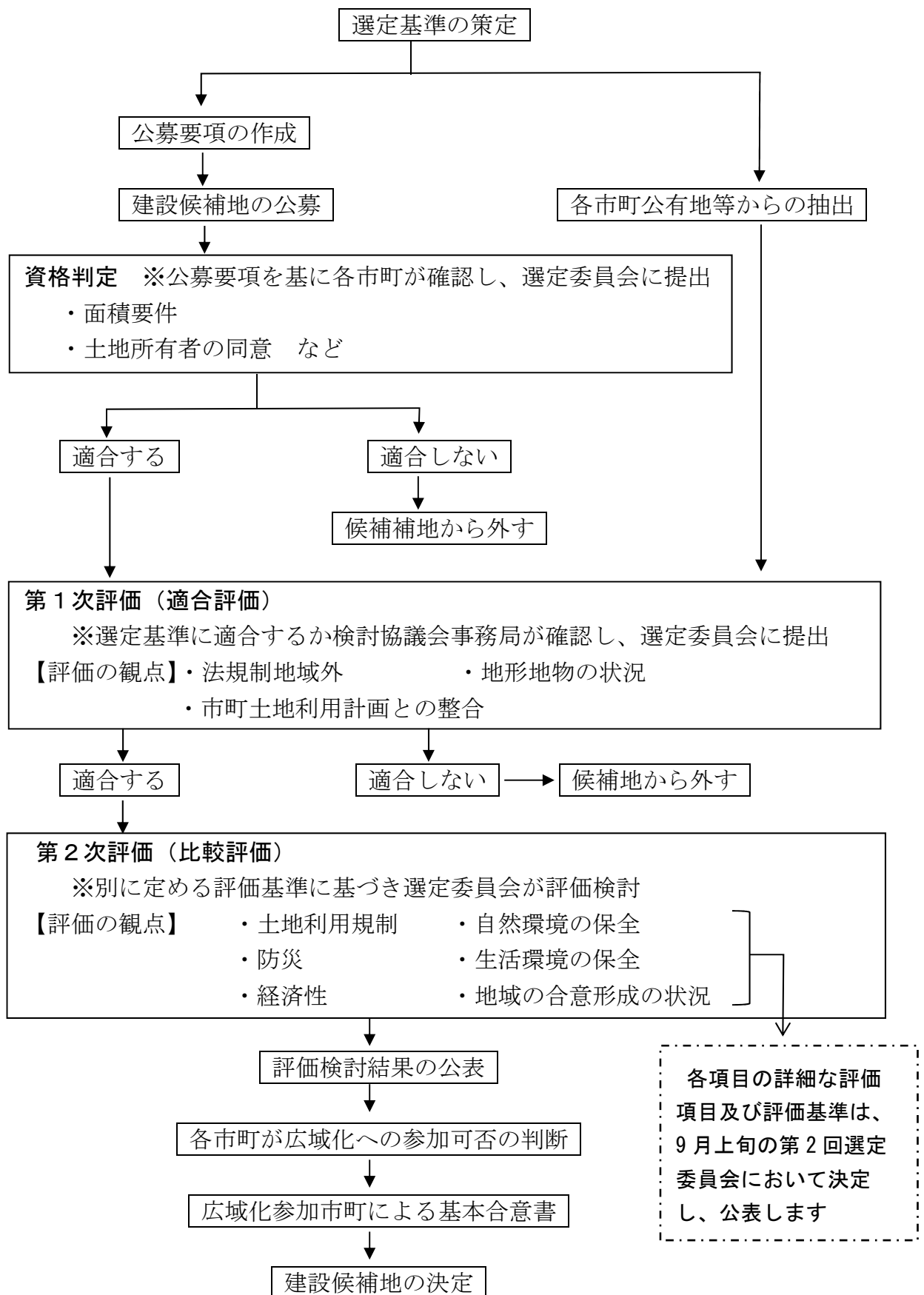
※午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜日、祝日を除く）

- ・ 三島市 環境市民部廃棄物対策課
住所 三島市字賀茂之洞 4703-94 三島市清掃センター
電話 055-971-8993
- ・ 裾野市 環境市民部生活環境課
住所 裾野市佐野 1059
電話 055-995-1816
- ・ 熱海市 市民生活部環境課
住所 熱海市熱海字笹尻 1804-8 エコ・プラント姫の沢
電話 0557-82-1153（午前 8 時 10 分から午後 4 時 55 分まで）
- ・ 長泉町 くらし環境課
住所 駿東郡長泉町中土狩 828
電話 055-989-5514
- ・ 函南町 厚生部環境衛生課
住所 田方郡函南町平井 717-13
電話 055-979-8112

8 その他

- （１）応募地が建設候補地に決定した場合であっても、応募地全ての土地の購入を確約するものではなく、その後の詳細な調査や設計の結果を基に、施設の整備に必要な面積を取得するものとします。また、土地の売買価格については、不動産鑑定評価額等をもとに、適正に算出するものとします。
- （２）応募地の情報（土地所有者の氏名等個人情報を除く。）は、選定委員会の資料等として、公表対象となります。
- （３）提出された応募書類に虚偽の記載があることが判明したときは、当該応募については無効とします。
- （４）応募を取り下げるときは、【様式 5】「応募取下げ書」に必要事項を記入の上、提出してください。
- （５）応募書類は、広域一般廃棄物処理施設の建設候補地選定の目的以外に使用しません。また、提出された応募書類については、原則、返却しないものとします。
- （６）応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

広域一般廃棄物処理施設建設候補地 選定手順(案)



【様式1】自治組織（自治会・町内会・区など）が応募する場合

広域一般廃棄物処理施設建設候補地応募申請書

令和 年 月 日

(宛先) 市長又は町長

【応募代表者】

自治組織の名称

自治組織の代表の住所

自治組織の代表の氏名

電話番号

印

広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項を理解した上で、建設候補地として、下記のとおり必要書類を添えて応募します。

記

1 応募地の概要

(1) 所在・地番 代表的な土地の地番を記載。

(ほか 筆)

(2) 面積 応募する候補地全体の面積。詳しく分からない場合は概ねの面積でかまいません。

(3) 所有者 (1) の土地の所有者を記載。

(ほか 人)

2 添付書類

(1) 土地明細及び所有者の同意状況等一覧表

【様式2】

(2) 自治組織の意向確認の実施状況調書

【様式3】

(3) 誓約書

【様式4】

(4) 位置図（縮尺 1:5,000 程度で位置が確認できるもの）

様式任意

【様式1】 自治組織（自治会・町内会・区など）が応募する場合

【応募者2】

自治組織の名称

自治組織の代表の住所

自治組織の代表の氏名

電話番号

印

【応募者3】

自治組織の名称

自治組織の代表の住所

自治組織の代表の氏名

電話番号

印

【応募者4】

自治組織の名称

自治組織の代表の住所

自治組織の代表の氏名

電話番号

印

広域一般廃棄物処理施設建設候補地応募申請書

令和 年 月 日

(宛先) 市長又は町長

【応募代表者】

住 所

氏 名

印

電話番号

広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項を理解した上で、建設候補地として、下記のとおり必要書類を添えて応募します。

記

1 応募地の概要

(1) 所在・地番 代表的な土地の地番を記載。

(ほか 筆)

(2) 面積 応募する候補地全体の面積。詳しく分からない場合は概ねの面積でかまいません。

(3) 所有者 (1) の土地の所有者を記載。

(ほか 人)

2 添付書類

(1) 土地明細及び所有者の同意状況等一覧表

【様式2】

(2) 自治組織の意向確認の実施状況調書

【様式3】

(3) 誓約書

【様式4】

(4) 位置図 (縮尺 1:5,000 程度で位置が確認できるもの)

様式任意

【様式 1】土地所有者が応募する場合

【応募者 2】

住 所

氏 名

印

電話番号

【応募者 3】

住 所

氏 名

印

電話番号

【応募者 4】

住 所

氏 名

印

電話番号

【様式2】

土地明細及び所有者の同意状況等一覧表

枚目／ 枚中

番号	所在・地番	面積（㎡）	所有者	同意状況	土地の現況
例	〇〇市〇〇 字〇〇〇 〇〇〇－〇〇	30,000	住 所 〇〇〇〇〇 氏 名 〇〇 〇〇 連絡先 090-0000-0000	☐ 同意を得ている。	以前は農地だったが、現在は耕作しておらず、草木が茂っている
			住 所 氏 名 連絡先	☐ 同意を得ている。	
			住 所 氏 名 連絡先	☐ 同意を得ている。	
			住 所 氏 名 連絡先	☐ 同意を得ている。	
			住 所 氏 名 連絡先	☐ 同意を得ている。	
			住 所 氏 名 連絡先	☐ 同意を得ている。	
計		（㎡）	人		

※ 応募する建設候補地は、一筆ごとに全ての筆を記載してください。欄が不足する場合は、ページを追加してください。

※ 面積は、登記簿上の面積または実測面積を記載してください。

自治組織の意向確認の実施状況調書

申請者：_____

自治組織への 意向確認	実施した ・ 実施していない
意向確認を実施した 自治組織の名称	※複数ある場合は、すべて記載してください。
意向確認の実施方法	〔例：令和〇年〇月〇日、〇〇公民館において、自治会総会を実施した。 議決権利者〇〇人のうち、〇〇人が出席（うち委任状〇〇人）した。 広域一般廃棄物処理施設の建設候補地を応募することについて、賛 成〇〇人により、会則（規約）第〇〇条の規定に基づき、〇分の〇 以上の賛同を得て、承認された。〕
参考資料	〔例：総会議事録など〕
特記事項	〔例：自治会の区域内に広範囲の耕作放棄地を有しており、維持管理に苦 慮しています。土地所有者は、自治会・町内会に居住している者が大 半を占めており、廃棄物処理施設の建設候補地として提供する意思が あります。〕

【様式4】

自治組織（自治会・町内会・区など）が応募する場合

誓 約 書

広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の応募に当たり、次のとおり誓約いたします。

- 1 応募申請書に記載した、応募地の所在地番、面積、所有者、その他全ての記載事項の内容に間違いありません。
- 2 応募地は、暴力団、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団等」という。）が所有する土地ではありません。
- 3 応募地は、公募を開始した日以後に、暴力団等から所有権が移転された土地ではありません。
- 4 応募申請書に記載した情報を、公的機関（三島市、裾野市、熱海市、長泉町、函南町及び警察等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 5 応募地の所在地番、面積等の情報を三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町のホームページ等で公表することに同意します。

署名年月日 令和 年 月 日

（宛先） 市長又は町長

【応募代表者】

自治組織の名称

自治組織の長の住所

自治組織の長の氏名

印

【様式4】

土地所有者が応募する場合

誓 約 書

広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の応募に当たり、次のとおり誓約いたします。

- 1 応募申請書に記載した、応募地の所在地番、面積、所有者、その他全ての記載事項の内容に間違いありません。
- 2 応募地は、暴力団、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団等」という。）が所有する土地ではありません。
- 3 応募地は、公募を開始した日以後に、暴力団等から所有権が移転された土地ではありません。
- 4 応募申請書に記載した情報を、公的機関（三島市、裾野市、熱海市、長泉町、函南町及び警察等）の求めに応じて提供することに同意します。
- 5 応募地の所在地番、面積等の情報を三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町のホームページ等で公表することに同意します。

署名年月日 令和 年 月 日

（宛先） 市長又は町長

【応募代表者】

住 所

氏 名

印

【様式5】

自治組織が応募者の場合

応募取下げ書

令和 年 月 日

(宛先)

市長又は町長

【応募代表者】

自治組織の名称

自治組織の代表の住所

自治組織の代表の氏名

印

令和 年 月 日付で応募した広域一般廃棄物処理施設建設候補地応募申請書について、下記のとおり応募を取下げします。

記

1 応募地の概要

(1) 所在・地番 応募申請書に記載した所在地番

(ほか 筆)

(2) 面積 応募申請書に記載した面積

2 応募を取下げる理由

例：同意者が、同意を取りやめたため。

【様式5】

土地所有者の場合

応募取下げ書

令和 年 月 日

(宛先) 市長又は町長

【応募代表者】

住 所

氏 名

印

令和 年 月 日付で応募した広域一般廃棄物処理施設建設候補地応募申請書について、下記のとおり応募を取下げします。

記

1 応募地の概要

(1) 所在・地番 応募申請書に記載した所在地番

(ほか 筆)

(2) 面積 応募申請書に記載した面積

2 応募を取下げる理由

例：同意者が、同意を取りやめたため。

【同意者】（土地所有者）

氏 名
(署名してください)

また、私は、本日以降、前述の所有権移転が行われるまでの間に、当該土地の全部または一部の所有権を第三者に移転、または、担保に供するなど一切の処分をするときは、事前に市（町）の承諾を得るとともに、当該第三者に対し、市（町）が定める時期及び方法に従い、当該土地の所有権移転を行う義務を継承させます。

【土地の表示】（土地の登記情報に基づき記入してください。）

[illegible]

土地所有権以外の権利消滅に関する同意書

【同意者】（権利関係者）

住 所

氏 名

（署名してください）

私は、〇〇市（町）（以下「市（町）」という。）が、下記の土地を広域一般廃棄物処理施設の建設候補地として決定したことを受け、広域一般廃棄物処理施設建設候補地公募要項に基づき、市（町）が定める時期および方法に従い、私が所有する当該土地に存する所有権以外の権利（以下、「本権利」という。）を消滅させることについて同意します。なお、本権利について登記がなされている場合は、本権利の消滅後、速やかにこれを抹消します。

また、私は、本日以降、本権利の消滅が行われるまでの間に、当該土地に存する本権利の全部または一部を第三者に移転、または担保に供するなど一切の処分をするときは、事前に市（町）の承諾を得るとともに、当該第三者に対し、市（町）が定める時期および方法に従い、本権利を消滅させる義務を継承させます。

記

【土地および本権利の表示】（土地の登記情報に基づき記入してください。）

不動産の表示				土地所有者		権利の表示
所在（大字・小字）	地番	地目	地積 m ²	住 所	氏 名	種 類

※所有権以外の権利とは、地上権、永小作権、地役権、採石権、質権、抵当権、使用借権、賃借権など

※「権利の表示」は登記情報の権利に関わらず、全て記入してください。

比較評価評価項目（案）

評価項目		設定理由		評価項目及び評価基準	
(大項目・中項目)	(小項目)				
1. 土地利用					
1-1	土地利用規制	1-1-1	宅地造成等工事規制区域 (宅地造成及び特定盛土等規制法)	土地を造成するための盛土・切土などにより人家に被害を及ぼす可能性がある区域を規制区域として指定するものであり、規制対象の行為を行う場合には知事の許可等が必要になる。許可基準を満足する対策の確認、説明会による周辺住民への周知、定期報告、検査等に対応する必要がある場所であるため。	◎：宅地造成等工事規制区域（特定盛土等規制区域）を含まない。 △：宅地造成等工事規制区域（特定盛土等規制区域）を含む。
		1-1-2	山地災害規制地区	法律に基づく指定ではなく規制はないが、県が山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、官公署、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区で、地形地質特性からみてその崩壊危険度が一定基準以上の地区を調査把握したものであり、考慮する必要がある。	◎：周辺に山地災害規制地区がない。 △：周辺に山地災害規制地区があり影響が懸念される。
		1-1-3	保安林（森林法）	保安林は、水源のかん養等の目的達成のために指定されており、解除に当たってはその理由が消滅することを示し、農林水産大臣又は県知事に申請を行って認められる必要があるため。	◎：保安林を含まない。 △：保安林を含む。
		1-1-4	農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)	農用地（青地）に指定されている土地は農振除外が必要となるため。	◎：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当しない。 △：農業振興地域内の農用地区域（青地）に該当する。
	1-2	保全地区等	1-2-1	河川保全区域 (河川法)	堤防や護岸など洪水・高潮等の災害を防止するための施設や河岸を守るために、一定の制限を設けている区域であり、施設整備においても許可及び対応が必要となるため。

評価項目				設定理由	評価項目及び評価基準
(大項目・中項目)		(小項目)			
2. 自然環境の保全					
2-1	貴重な動植物の保護（現地踏査を実施）	2-1-1	植生自然度の高い群落の有無	自然環境保全の観点から、希少生物等の生息情報が得られている箇所に配慮が必要であるため。	◎：植生自然度9以上（自然植生）に該当しない。 ○：植生自然度9以上（自然植生）を含む（面積の半分未満）。 △：大半が植生自然度9以上（自然植生）（面積の半分以上）。
		2-1-2	巨樹・巨木の存在		◎：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在しない。 △：環境省自然環境保全基礎調査による巨樹・巨木が存在する（施設配置上、回避できない）。
		2-1-3	希少生物の存在		◎：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含まない。 △：静岡県指定希少野生動植物の生息位置を含む。
3. 防災					
3-1	地形地質状況（現地踏査を実施）	3-1-1	地質等の状況	災害時の施設の継続稼働に影響するため。	◎：地質条件的に懸念事項がない（少ない）。 △：地質条件的に懸念がある（多い）。
3-2	液状化想定	3-2-1	液状化想定	液状化により施設の運転が継続困難となる可能性が考えられるため。	◎：液状化が生じる可能性が小（PL値<5） ○：液状化が生じる可能性が中（5<PL≤15） △：液状化が生じる可能性が高（PL>15）
3-3	浸水想定レベル	3-3-1	浸水想定レベル	浸水想定レベルに応じて施設の水害へ備えが異なり、災害時の処理継続にも影響するため。	ハザードマップにおける最大浸水深 ◎：0.5 m 未満のエリアに該当する。 ○：0.5～3.0 m 未満のエリアに該当する。 △：3.0～5.0 m 未満のエリアに該当する。 ×：5.0 m以上のエリアに該当する。

評価項目				設定理由	評価項目及び評価基準
(大項目・中項目)		(小項目)			
4. 生活環境の保全					
4-1	騒音、振動	4-1-1	騒音規制法に規定されている配慮施設との距離	静穏を要する施設及び地区とは離隔を確保することが好ましいため。	◎：保全対象施設が50 m以内に存在しない。 △：保全対象施設が50 m以内に存在する。
4-2	車両影響	4-2-1	排ガス、騒音、振動、悪臭、安全	収集運搬車両が集中することによる影響を受ける住民は少ないほうが好ましいため。	○：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の少ない幹線道路 △：候補地近傍のアクセス道路が混雑度の多い幹線道路又は生活道路
5. 地域の合意形成の状況					
5-1	用地取得の実現性	5-1-1	自治組織の意向確認状況	地域の理解がより得られる事業推進を目指すため。	○：自治組織の意向確認が実施済 △：意向確認を行っていない自治組織がある。
		5-1-2	移転の必要のある建築物、工作物	住居等の移転が生じる場合、個別に交渉を行う必要があるため。	◎：移転する必要がある住居等が存在しない。 ○：移転する必要がある住居等が平均戸数以下存在する。 △：移転する必要がある住居等が平均戸数以上存在する。
6. 経済性					
6-1	施設整備費以外の費用	6-1-1	用地取得費、造成費	建設候補地ごとに必要となる用地取得費、造成費は異なり、事業費に影響するため。	○：用地取得費と造成費の合計が全候補地の平均より低い。 △：用地取得費と造成費の合計が全候補地の平均より高い。
		6-1-2	既存施設撤去費	撤去が必要な既存建築物の有無は事業費に影響するため。	○：撤去が必要な既存建築物が存在する。 △：撤去が必要な既存建築物が存在しない。

評価項目				設定理由	評価項目及び評価基準	
(大項目・中項目)		(小項目)				
	6-2	道路条件	6-2-1	主要道路（2車線以上）との接続状況	建設候補地ごとにアクセス道路の状況が異なり、事業費に影響するため。	◎：既存道路（2車線）と面している。 ○：既存道路（2車線）が全候補地の平均距離より短い。 △：既存道路（2車線）が全候補地の平均距離より長い。
	6-3	インフラ条件	6-3-1	上水道、ガス、通信等の整備状況	上水道、ガス、通信等が近傍まで整備されていれば新たな整備が不要となるため。	◎：接続できる給水管がある。 ○：接続できる給水管までの距離が全候補地の平均より短い。 △：接続可能な給水管までの距離が距離が全候補地の平均より長い。
	6-4	水質、温室効果ガス	6-4-1	下水道の整備状況	排水先として下水道が選択できればエネルギー回収効率向上が見込めるため。	◎：現状で下水道に投入できる可能性がある。 △：現状で下水道に投入できる可能性がない。
	6-5	売電を行うための条件	6-5-1	変電所、特別高圧線からの距離	変電所、特別高圧線の有無によってそれらの設置費用が発生する可能性が異なるため。	◎：変電所又は特別高圧線が隣接している。 ○：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離より短い。 △：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離より長い。
	6-6	広域の収集・運搬の負荷	6-6-1	各市町からのごみの輸送距離	収集運搬費用に影響するため。	◎：各市町の人口重心点からの想定輸送距離の合計が最も短い。 ○：各市町の人口重心点からの想定輸送距離の合計が平均の距離よりも短い。 △：各市町の人口重心点からの想定輸送距離の合計が平均の距離よりも長い。
			6-6-2	中継施設の設置の可能性	中継施設の設置により、事業費に影響するため。	◎各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超えない。 ○各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が1つある。 △各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が2つ以上ある。

◎：既存道路（2車線）と面している。
○：既存道路（2車線）が全候補地の平均距離より短い。
△：既存道路（2車線）が全候補地の平均距離より長い。

◎：接続できる給水管がある。
○：接続できる給水管までの距離が全候補地の平均より短い。
△：接続可能な給水管までの距離が全候補地の平均より長い。

◎：現状で下水道に投入できる可能性がある。
△：現状で下水道に投入できる可能性がない。

◎：変電所又は特別高圧線が隣接している。
○：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離より短い。
△：変電所又は特別高圧線との距離が全候補地の平均距離より長い。

◎：各市町の人口重心点からの想定輸送距離の合計が最も短い。
○：各市町の人口重心点からの想定輸送距離の合計が平均の距離よりも短い。
△：各市町の人口重心点からの想定輸送距離の合計が平均の距離よりも長い。

◎各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超えない。
○各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が1つある。
△各市町の人口重心点からの想定輸送距離が18kmを超える市町が2つ以上ある。

7. その他（加点点項目）

評価項目				設定理由	評価項目及び評価基準
(大項目・中項目)		(小項目)			
7-1	余熱利用	7-1-1	熱利用施設活用の可能性	熱利用はエネルギー回収率が高い手段であり、熱利用施設を有効に活用できることは温暖化対策に有効であるため。	隣接地にエネルギー需要施設がある場合に加点する。
7-2	敷地面積	7-2-1	敷地の汎用性	敷地面積に余裕があれば、施設配置が柔軟になり、メンテナンス性も向上する。また熱利用施設やCO2回収施設の整備等の選択肢が増えるため。	敷地面積を確保できる余地がある場合に加点する。

・評価基準について

本表では評価項目を◎、○、△で重み付けを表現している。

◎、○、△の3段階としているものは全体における重み付けを相対的に大きくして、評価を細分化する予定の項目

◎、△の2段階としているものは全体における重み付けを相対的に大きくして評価の差も大きくする予定の項目

○、△の2段階としているものは全体における重み付けを相対的に小さくして評価の差も小さくする予定の項目

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）は、静岡県が令和4年3月に策定した「静岡県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」を踏まえ、3市2町における広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定のため、広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 3市2町による広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の選定に係る評価検討及び意見提言に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員8名をもって組織し、委員は次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 学識経験を有する者 3名
 - (2) 3市2町の職員（担当部長） 5名
- 2 前項第1号の委員は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会が選任する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事項が終了するまでの間とする。

(委員長)

第5条 選定委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出する。

- 2 委員長は、選定委員会の会議（以下「会議」という。）の議事を整理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号）第8条各号、裾野市情報公開条例（平成28年裾野市条例第8号）第7条各号、熱海市情報公開条例（平成10年熱海市条例第2号）第7条各号、長泉町情報公開条例（平成13年長泉町条例第2号）第7条各号及び函南町情報公開条例（令和5年函南町条例第9号）第7条各号のいずれかに該当する情報を当該会議の内容に含むと認める場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 委員長は、会議を非公開とする時は、あらかじめ会議に諮り、これを決定する。
 - 3 委員長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(会議開催の周知)

第7条 3市2町は、会議の開催に関して、あらかじめ公表するものとする。ただし、緊急その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(会議録の作成等)

第8条 選定委員会は、会議について会議録を作成するものとする。

2 3市2町は、公開された会議に係る会議録の写しを一般の閲覧に供するものとする。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正かつ公平に広域一般廃棄物処理施設の建設候補地の評価を行わなければならない。

2 委員は、評価の過程において知り得た秘密を漏らしてはならない。また、任期が終了した後も同様とする。

(報償及び費用弁償)

第10条 第3条第1項第1号に規定する委員が会議に出席した場合は、報償及び費用弁償(以下「報償等」という。)を支給する。

2 前項に規定する報償等の額は、3市2町が別に定める。

(経費負担)

第11条 報償等の負担割合は、3市2町による均等割とする。なお、報償等の負担割合に基づく負担金は、千円単位とし、千円未満の端数は三島市が負担する。

(庶務)

第12条 選定委員会に関する庶務は、三島市・裾野市・熱海市・長泉町・函南町ごみ処理広域化検討協議会の事務局において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮り、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会の会議の傍聴に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三島市、裾野市、熱海市、長泉町及び函南町（以下「3市2町」という。）が設置する広域一般廃棄物処理施設建設候補地選定委員会（以下「選定委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、会議の透明かつ公正な運営の確保を図り、もって地域住民等の知る権利の保障に資するため、会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、30人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超える場合は、先着により傍聴人を決めるものとする。

3 報道関係者による会議の傍聴については、必要に応じ、第1項の規定とは別に、報道関係者の定員を設けるものとする。

(傍聴人が遵守する事項)

第3条 傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会場において発言しないこと。

(2) 会場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(3) みだりに席を離れないこと。

(4) ゼッケン、たすき等の着用、旗、プラカード等を掲げる行為その他の示威的行為をしないこと。

(5) 他の傍聴人の迷惑になる行為をしないこと。

(6) 選定委員会の委員長（以下「委員長」という。）の許可を得ないで、撮影、録音その他これらに類する行為をしないこと。

(7) 係員の指示に従うこと。

2 傍聴人は、会議が非公開とされたときは、会場から退出しなければならない。

(秩序の維持)

第4条 前条に掲げる事項を遵守しない傍聴人に対しては、委員長が、その是正を求め、又は退室させるものとする。

(資料の配布等)

第5条 傍聴人には、会議の資料を配布する。

2 傍聴人は、委員長からの求めがあった場合は、会議終了後、前項の規定により配布された会議の資料を返却しなければならない。

附 則

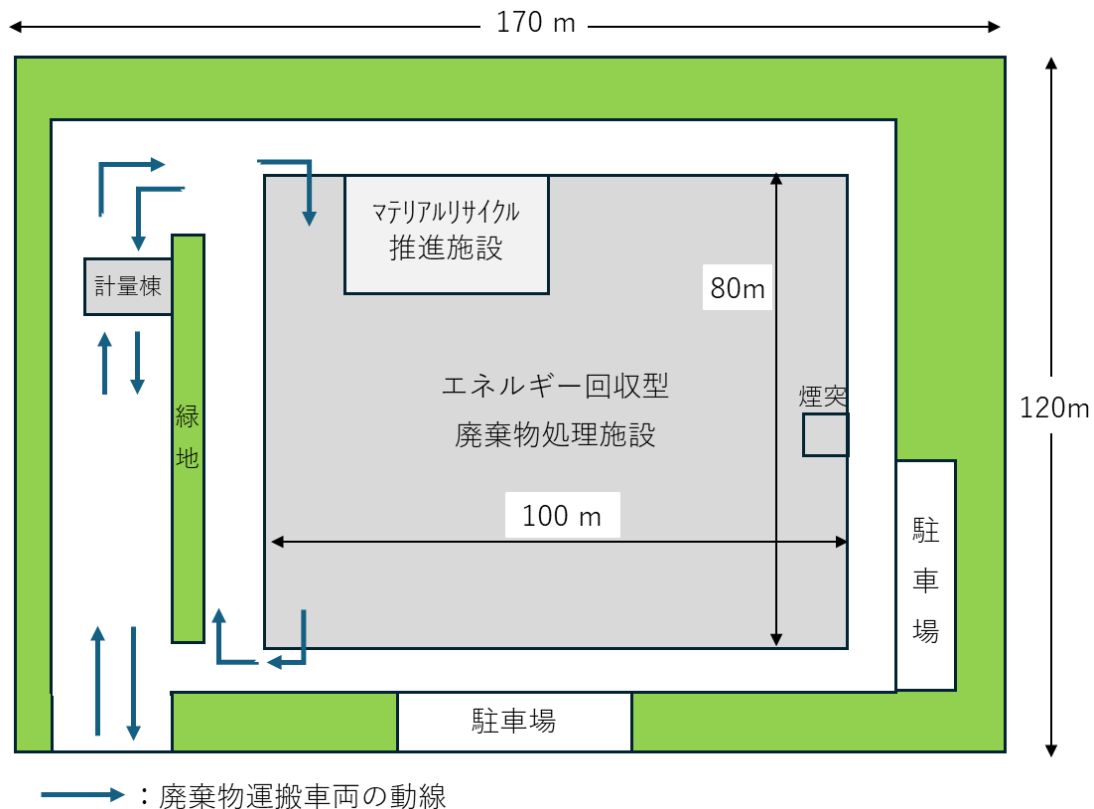
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

選定基準における面積要件の設定根拠

1 面積要件の検討

面積要件の検討に当たっては、環境省の「一般廃棄物処理実態調査」から、令和 5 年時点で稼働している類似規模の施設事例（下記 2）を抽出し、建築面積やおおよその外寸をもとに、次のとおり概念図を作成した。その上で、必要敷地面積として概ね 2 ha 以上（170m × 120m）と設定した。

なお、現段階では、処理対象物、処理方式、炉構成等が未検討である上、広域化施設として、エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設等）のほかに、マテリアルリサイクル推進施設（粗大ごみ処理施設、資源化施設等）を整備するかどうかも未定であるため、設備構成や配置などの具体的な設定は行わず、最低限必要な敷地面積として設定したものである。



2 「一般廃棄物処理実態調査」による確認

（1）類似規模施設事例の抽出

「一般廃棄物処理実態調査」から抽出した、令和 5 年時点で稼働している過去 10 年の類似規模（概ね、焼却施設の規模：250～350 トン/日）の施設事例は表 1 に示すとおりである。建築面積は、各施設のウェブページなどから確認した。

表 1 一般廃棄物処理実態調査における類似規模の施設事例

地方公共 団体名	施設名称	施設の種 類	処理方式	施設全 体の処 理能力	炉 数	使用開 始年度	余熱利用の状況	灰処理設 備の有無	処理対象物	処理能力	建築面積
青森市	青森市清掃工 場	ガス化溶 融・改質	流動床式	300	2	2015	場内蒸気、発電（場 内利用）、発電（場 外利用）	熔融処理	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ご み、下水汚泥、し尿汚泥	可燃ごみ処理施設：流動床式 ガス化熔融炉方式300トン/日 （150トン/日×2基） 破碎選別処理施設：二段破碎 ＋磁力・風力・粒度・アルミ 選別方式39.8トン/日（5時間 /日）	8,008.38 m ²
郡山市	郡山市富久山 クリーンセン ター	焼却	ストーカ式 （可動）	300	2	1996	場内温水、場内蒸気、 発電（場内利用）、 発電（場外利用）	無し	ごみ焼却施設：燃えるごみ 不燃・粗大ごみ処理施設：不燃 系（鉄・アルミ・袋）、粗大系 （鉄類、アルミ類、可燃粒、不 燃物）	ごみ焼却施設300 t/日（150 t/日×2炉） 不燃・粗大ごみ処理施設80 t/5h（不燃ごみ20 t/5h、粗大 ごみ60 t/5h）	7,584.37 m ²
郡山市	郡山市河内ク リーンセン ター	焼却	ストーカ式 （可動）	300	2	1984	場内温水、場内蒸気、 発電（場内利用）、 場外温水、発電（場 外利用）	無し	可燃ごみ、粗大ごみ	ごみ焼却施設300 t/日（150 t/日×2炉） 粗大ごみ処理施設70 t/5h	6,432 m ²
水戸市	水戸市清掃工 場（ごみ焼却 施設）	焼却	ストーカ式 （可動）	330	3	2020	発電（場内利用）	無し	ごみ焼却施設：燃えるごみ リサイクルセンター：燃えない ごみ、粗大ごみ、びん・缶類、 ペットボトル、白色トレイ、プ ラスチック製容器包装、有害ご み（蛍光管、水銀体温計、スプ レー缶、乾電池など）、布類、 紙類（新聞、ダンボール、紙 パック、その他紙類）	ごみ焼却施設330 t/日（110 t/日×3炉） リサイクルセンター55 t/日 （破碎設備24 t/日、選別設備 31 t/日）	—
船橋市	船橋市南部清 掃工場	焼却	ストーカ式 （可動）	339	3	2020	発電（場内利用）	薬剤処理	可燃ごみ	113 t/日×3炉（339 t/日）	7,313.31 m ²
東京二十 三区清掃 一部事務 組合	東京二十三区 清掃一部事務 組合光が丘清 掃工場	焼却	ストーカ式 （可動）	300	2	2020	場内温水、場内蒸気、 発電（場内利用）、 場外温水、場外蒸気、 発電（場外利用）	無し	可燃ごみ、ごみ処理残渣	300トン/日（150トン×2）	7,891.16 m ²
浅川清流環 境組合	浅川清流環境 組合可燃ごみ 処理施設	焼却	ストーカ式 （可動）	228	2	2020	発電（場内利用）	薬剤処理	可燃ごみ、粗大ごみ、ごみ処理 残渣、し尿処理残渣	114 t/日×2炉（228 t/日）	5,180 m ²
富士市	新環境クリ ンセンター工 場棟	焼却	ストーカ式 （可動）	250	2	2020	発電（場内利用）、 場外温水、発電（場 外利用）	無し	工場棟：燃えるごみの焼却、可 燃性粗大ごみや剪定枝などの破 碎（破碎設備、破碎機）	125t / 24h×2炉 計250t/24h	工場棟：6,381.82 m ² 資源回収棟：2,596.21 m ²
熊本市	西部環境工場	焼却	ストーカ式 （可動）	280	2	2015	場内温水、発電（場 内利用）、場外温水、 発電（場外利用）	その他	燃やすごみ、粗大ごみ、資源ご みの選別残さ	280t/日（140t/24h×2炉）	7009.35 m ²

7,000 m²から 8,000 m²の建築面積が多い

(2) 類似規模施設の外寸の確認

抽出した施設について、地理院地図から、建物のおおよその外寸を確認した。その結果は図 1 から 9 に示すとおりである。



資料：地理院地図をもとに確認

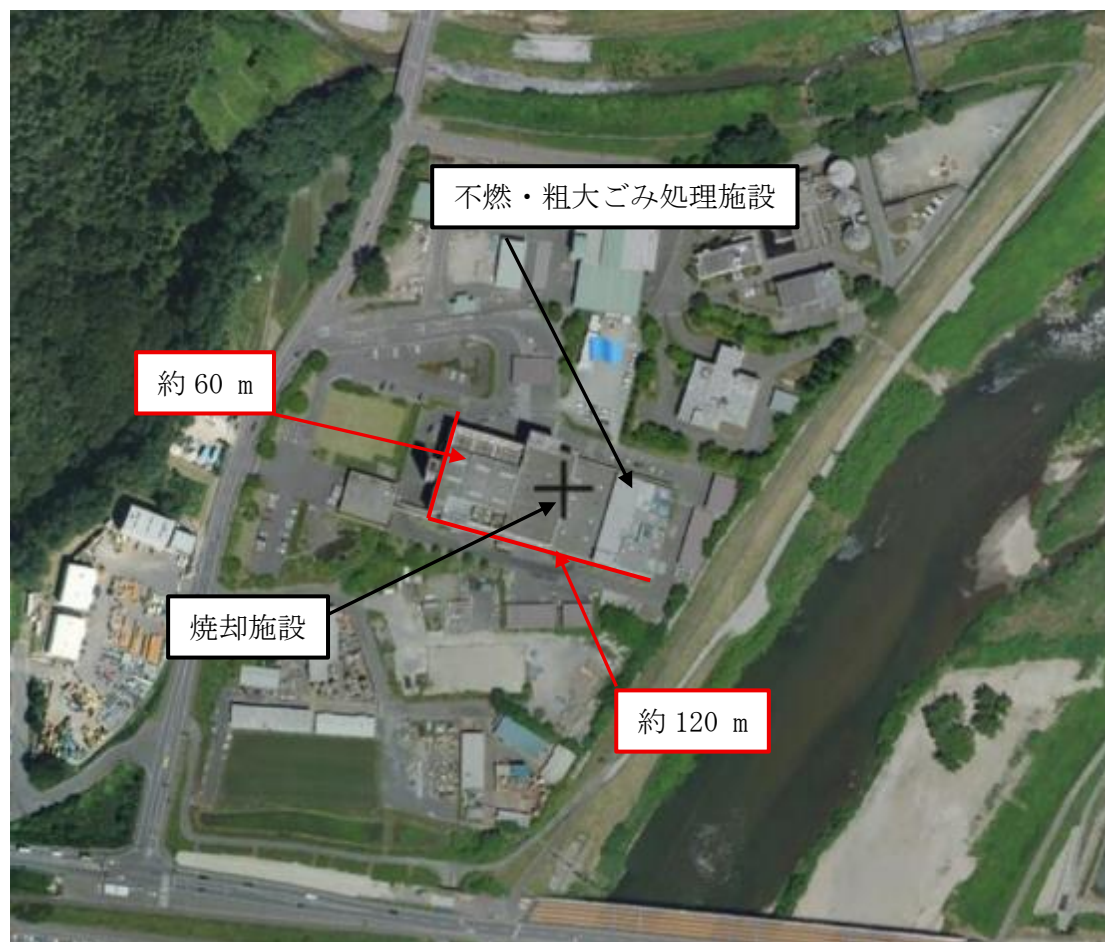
処理対象物：可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、下水汚泥、し尿汚泥

処理能力：可燃ごみ処理施設：流動床式ガス化溶融炉方式 300 トン/日（150 トン/日
×2 基）

破碎選別処理施設：二段破碎＋磁力・風力・粒度・アルミ選別方式 39.8
トン/日（5 時間/日）

建築面積：8,008.38 m²

図 1 青森市清掃工場（青森県青森市）



資料：地理院地図をもとに確認

処理対象物：ごみ焼却施設：可燃ごみ

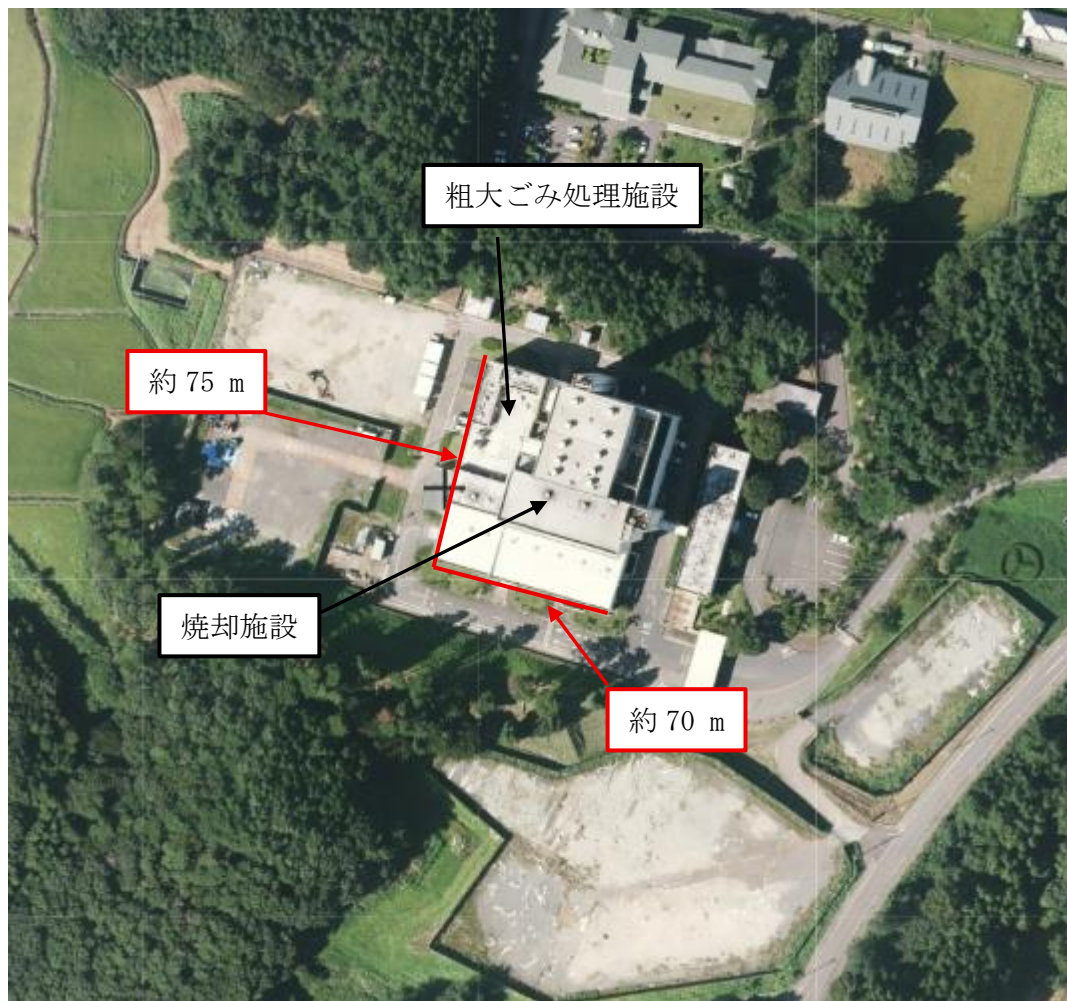
不燃・粗大ごみ処理施設：不燃ごみ、粗大ごみ

処理能力：ごみ焼却施設 300 t/日 (150 t/日×2 炉)

不燃・粗大ごみ処理施設 80 t/5h (不燃ごみ 20 t/5h、粗大ごみ 60 t/5h)

建築面積：7,584.37 m²

図 2 富久山クリーンセンター（福島県郡山市）



資料：地理院地図をもとに確認

処理対象物：ごみ焼却施設：可燃ごみ

粗大ごみ処理施設：粗大ごみ

処理能力：ごみ焼却施設 300 t/日 (150 t/日×2 炉)

粗大ごみ処理施設 70 t/5h

建築面積：6,432 m²

図 3 河内クリーンセンター（福島県郡山市）



資料：地理院地図をもとに確認

処理対象物：ごみ焼却施設：燃えるごみ

リサイクルセンター：燃えないごみ、粗大ごみ、びん・缶類、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装、有害ごみ（蛍光灯、水銀体温計、スプレー缶、乾電池など）、布類、紙類（新聞、ダンボール、紙パック、その他紙類）

処理能力：ごみ焼却施設 330 t/日（110 t/日×3 炉）

リサイクルセンター 55 t/日（破碎設備 24 t/日、選別設備 31 t/日）

建築面積：確認中

図 4 水戸市清掃工場（ごみ焼却施設）（茨城県水戸市）



資料：地理院地図をもとに確認

処理対象物：可燃ごみ

処理能力：113 t / 日 × 3 炉 (339 t / 日)

建築面積：7,313,31 m²

図 5 船橋市南部清掃工場（千葉県船橋市）



資料：地理院地図をもとに確認

処理対象物：可燃ごみ

処理能力：300 トン/日 (150 トン×2)

建築面積：7891.16 m²

図 6 東京二十三区清掃一部事務組合光が丘清掃工場
(東京都東京二十三区清掃一部事務組合)



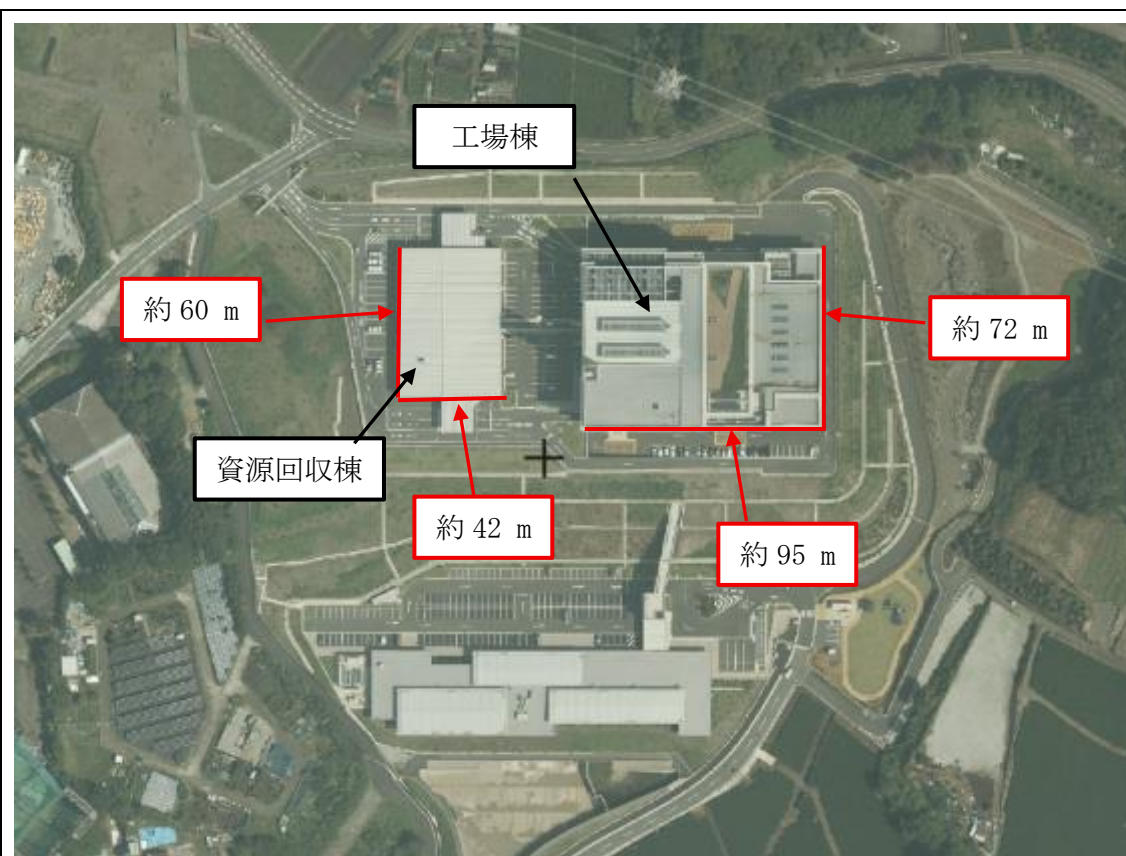
資料：地理院地図をもとに確認

処理対象物：可燃ごみ，粗大ごみ，ごみ処理残渣，し尿処理残渣

処理能力：114 t / 日 × 2 炉（228 t / 日）

建築面積：約 5,180 m²

図 7 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設（浅川清流環境組合）



資料：地理院地図をもとに確認

処理対象物：工場棟：燃えるごみの焼却、可燃性粗大ごみや剪定枝などの破碎（破碎設備、破碎機）

資源回収棟：罹災物、乾電池類、蛍光管、小型家電、スプレー缶

処理能力：125t / 24h×2 炉 計 250t/24h

建築面積：工場棟：6,381.82 m² 資源回収棟：2,596.21 m²

図 8 新環境クリーンセンター工場棟（静岡県富士市）



資料：地理院地図をもとに確認

処理対象物：燃やすごみ、粗大ごみ、資源ごみの選別残さ

処理能力：280t/日（140t/24h×2 炉）

建築面積：7,009.35 m²

図 9 西部環境工場（熊本県熊本市）